

# 避難確保計画の作成方法について

平成31年3月5日(火)  
鳥取県 県土整備部 河川課

## 1. 過去の水害の振り返り

### ● 平成28年 台風10号による小本川の被害概要（平成28年9月16日時点）

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
- この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



# 1. 過去の水害の振り返り

## ● 平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

### 【施設管理者】: 避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では**避難マニュアルがなかった**ため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『**避難準備情報**』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に**理解されていなかった**。(9:00頃に町全域に発令)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。その時点では**5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断**。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、**大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没**。(19:45)

### 【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、**県は浸水想定区域も公表していなかった**。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、**町長に報告されなかった**。(17:20)

出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正

# 2. 避難確保計画で作成する様式

様式編 目 次		
市町村に提出 (様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出)		
1 計画の目的	1	} 様式1
2 計画の報告	1	
3 計画の適用範囲	1	
施設周辺の避難地図	2	別紙1
4 防災体制	3	} 様式2
5 情報収集・伝達	4	} 様式3
6 避難誘導	5	} 様式4
7 避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8 防災教育及び訓練の実施	6	
9 自衛水防組織の業務に関する事項	7	} 様式6
個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要		
10 防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	} 様式7
11 施設利用者緊急連絡先一覧表	9	} 様式8
12 緊急連絡網	10	} 様式9
13 外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	} 様式10
14 対応別避難誘導方法一覧表	11	} 様式11
15 防災体制一覧表	12	} 様式12
別添 「自衛水防組織活動要領(案)」	13	} 自衛水防組織を設置する場合のみ作成
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」	14	

### 作成のポイント!

- ・避難経路図をつくる
- ・体制をつくる
- ・避難行動の開始を判断する

消防法に基づく非常災害対策計画等の地震及び火災に関する計画内容を活用することができます。

様式1～様式6:市町村に提出  
様式7～別表2:施設で適切に管理

### 3. 様式の作成方法

作成のポイント！

各様式の作成方法は、資料1(様式編)および資料2(事例集)を参照

**【資料1】**  
要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編)

要配慮者利用施設における  
避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

資料1

平成23年台風第17号による被害状況

☛ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。本書を参照しながら様式を作成して下さい。

**【資料2】**  
要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

要配慮者利用施設における  
避難に関する計画作成の事例集  
(水害・土砂災害)

平成29年8月 初版

資料2

いざ！という時に  
備えるために

写真：平成29年台風14号要配慮者利用施設被災状況  
岩手県岩手県庁(撮影 国土地理院)

内閣府(防災担当)  
消防庁  
厚生労働省  
国土交通省  
気象庁

☛ 水害は「久慈市」、土砂災害は、「備前市」の作成事例をイメージして作成して下さい。

### 4. 【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

第1章 総則

第1節 計画の目的、適用範囲  
(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限  
(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。  
(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- 自衛水防組織の設置
- 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- 日頃から気象情報の収集に努める
- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- 収容人員の適正管理
- 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- 管理権原者に対する助言及び報告
- 水害防止対策の推進
- その他水害防止業務執行のため必要な業務

計画の目的を記載

(↑ 様式に記載はないので任意記入)

事例集p14

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市(消防防災課)との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- 洪水時の避難確保計画の提出
- 建築物及び設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- 水防用設備の点検及び水害予防に必要な検査の指導要請
- 水防用設備の点検結果の報告
- 教育訓練の指導要請
- その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項  
(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

計画を作成したことを市町村へ報告する文面を追記

(↑ 様式に記載はないので任意記入)

計画の適用範囲を追記

第3節 計画の適用範囲  
この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

施設の人数を追記

【施設の状態】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	2名		



## 5.【別紙1】避難経路図

☛手引き(別冊)P①参照

### ①洪水ハザードマップを用意する

#### 作成のポイント!

- 洪水ハザードマップを用意する。(市町村ホームページから入手する。)
- 手書きで作成するか、パソコンで作成するかを決める。

#### 手書きで作成

- 市町村から配布された洪水ハザードマップをお持ちの方はマップを用意してください。
- マップをカラーコピーする、もしくは市販の地図等を準備してください。

#### パソコンで作成

- パソコン・プリンターを使用する方は、「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用して、洪水ハザードマップを入手できます。
- 「重ねるハザードマップ」の「場所を入力」に施設の住所を入力してください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト  
～身のまわりの災害リスクを調べる～

重ねるハザードマップ  
～防災に役立つ情報を地図に重ねて表示～

わがまちハザードマップ  
～地域のハザードマップを入手する～

場所を入力

施設周辺の浸水状況が把握できます(次頁参照)

ハザードマップポータルサイト 検索

9

## 5.【別紙1】避難経路図

### 手書きで作成する場合

☛手引き(別冊)P①参照

### ②マップ上の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の水深を確認します。

水深の凡例を確認

洪水浸水深凡例

- 5.0m以上の区域
- 2.0～5.0m未満の区域
- 1.0～2.0m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

土砂災害危険箇所凡例

- 急傾斜地危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流氾濫域

グループホーム ○○苑

洪水浸水想定区域の水深を確認

10

②マップ上の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所と施設周辺の水深が表示されます。



③施設周辺の水深を確認する

- 施設の水深を確認する。  
☞ 建物のどの高さまで浸水しますか？
- 施設周辺の水深も確認する。  
☞ 施設周辺がどのくらい浸水しますか？

☑施設周辺で想定される浸水深は？

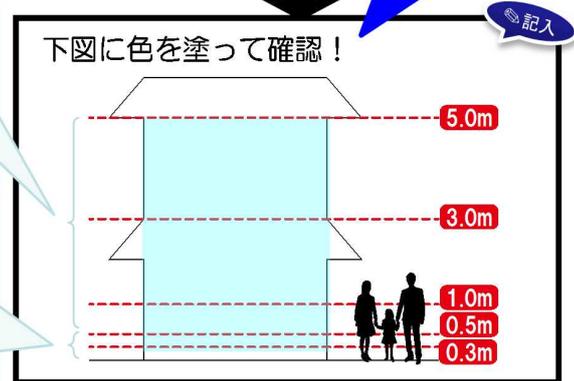
( 2.0m~5.0m未満 ) m

☑施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

施設は大丈夫？

0.5m~3.0mの浸水では…  
1階軒下まで浸水  
ドアが開かない

0.5m以下の浸水では…  
1階床下が浸水  
歩行困難



## 5.【別紙1】避難経路図

# 土砂災害

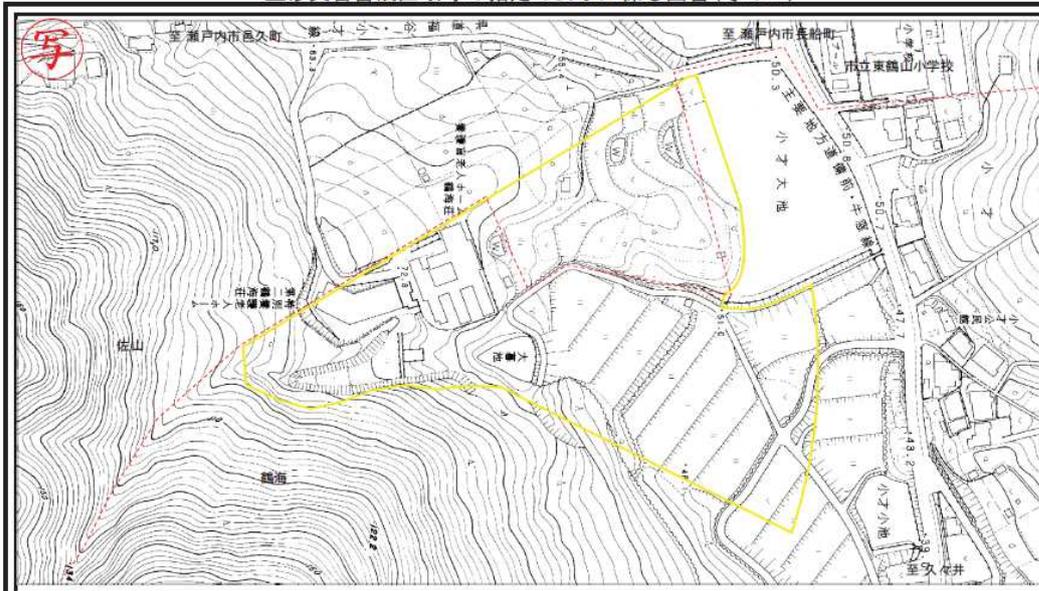
### 施設周辺の警戒区域を確認する

- 施設周辺の警戒区域を確認する。
  - ☞ 警戒区域の指定に係る図書等を活用
- 避難経路上の警戒区域の有無も確認

### ポイント！

下記の図書は、県ホームページ「とっとりWebマップ」で確認できます。

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)



## 5.【別紙1】避難経路図

☞ 手引き(別冊)P2・③参照

### ④安全な避難場所をさがす

- 洪水浸水想定区域外にある安全な避難場所を複数さがす。
- 洪水浸水想定区域内の避難場所は浸水被害により水没する可能性があります。安全な場所であることを確認する。

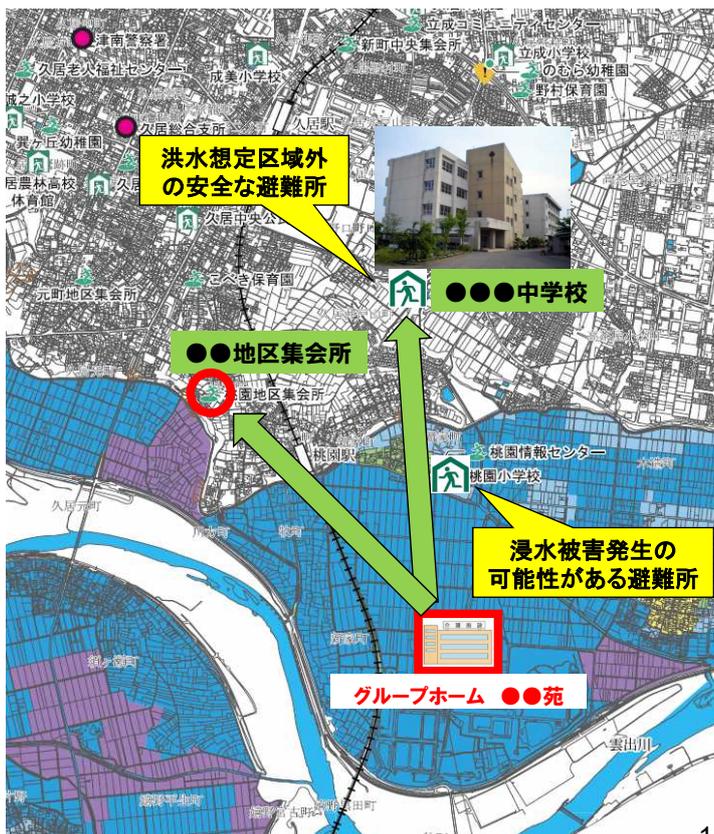
名称	想定浸水深	構造	階数
避難所 ●●● 中学校	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深( ) m	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以上
避難場所 ●● 地区集会所	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深( ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input checked="" type="checkbox"/> 1層 <input type="checkbox"/> 2階建て以上

避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ハザードマップなどで浸水が想定されていない
- 避難者全員が収容できる十分な広さがある
- 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

### 作成のポイント！

避難所の位置は、マップ上で確認する。



## 5.【別紙1】避難経路図

手書きで作成する場合

☛ 手引き(別冊)④参照

### ⑤避難場所までの避難経路を着色する

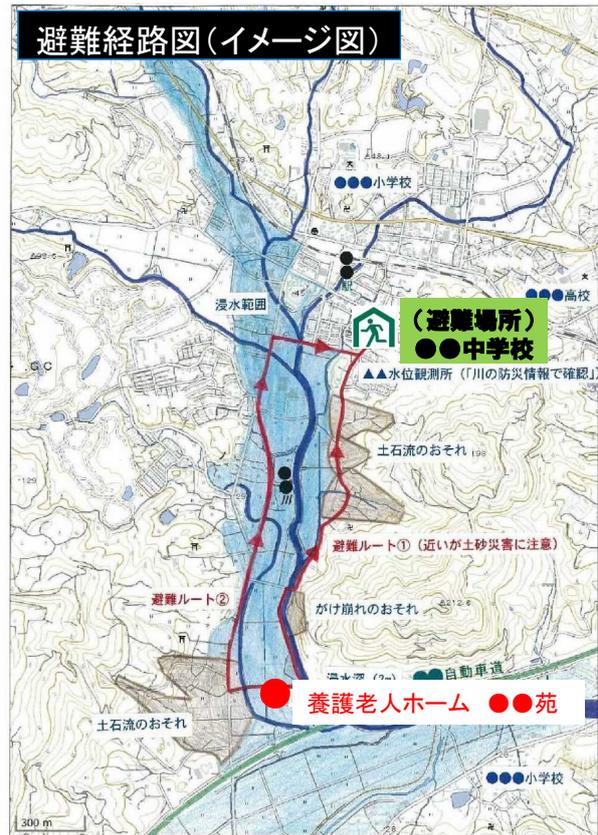
- 国土地理院HPからダウンロードした図面や洪水ハザードマップのカラーコピー、市販の地図等を使用して、手書きで「避難経路図」を作成する。

#### 作成のポイント！

きれいな地図をつくる必要はありません。

- ・どこが危険で
- ・どこをって
- ・どこに避難すればよいか

みんながわかる地図が一番です。



15

## 5.【別紙1】避難経路図

パソコンで作成する場合

☛ 手引き(別冊)P④参照

### ⑤避難場所までの避難経路を着色する

- 重ねるハザードマップの作図機能を活用し、避難経路を着色する。(距離も計測できます)
- 作成した地図を印刷してください。または画像データを印刷する。



16